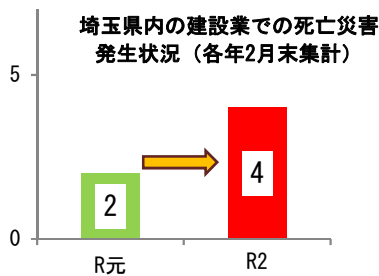


建設業での 労働災害の撲滅を！



死亡災害の状況

令和2年2月末集計の埼玉県内の建設業での労働災害による死亡者数は4人で、前年同期と比べ2名増加

建設業での死亡災害発生事例（令和2年1月～2月）

番号	発生月	災害発生のあらまし	事故の型
1	1月	ワンボックスカーに7人が同乗して会社から建設工事現場に向かう途中、停車していた大型トラックに追突し、1人死亡、6人負傷したもの。	交通事故（道路）
2	1月	外壁の塗装工事現場において、高さ2.84mの屋根上に単管足場を組み立てる作業中、長さ4mの建地材をつかみ、足場上に上ろうとしたところ、建地材が回転し、屋根の上から墜落したもの。	墜落・転落
3	2月	外壁の塗装工事現場において、足場の組立作業中、足場に約4mの移動はしごを立て掛け、単管を片手に持ってはしごを昇る際に墜落したもの。	墜落・転落
4	2月	木造建築物解体工事現場において、金属ごみの分別作業をしていたところ、解体用機械の旋回中の胴体に激突された反動で、機体の胴体とキャタピラの間に挟まれたもの。	激突され
参考事例 ※業種 確認中	2月	ドラグ・ショベルのバケットのフックにワイヤロープをかけて敷鉄板をつり上げ、同時に、別の敷鉄板をバケットに載せて運んでいたところ、バケットに載せていた敷鉄板が落下し、下にいた作業員の頭部に当たったもの。	飛来・落下

労働災害を撲滅するためリスクアセスメントの実施を徹底しましょう！

建設工事では、**墜落転落災害・飛来落下災害・機械災害・転倒災害**の防止を4つの重点として、労働災害防止対策に取り組みましょう！



4つの重点

墜落・転落災害

飛来・落下災害

機械災害

転倒災害



埼玉県のマスコット「コバトン」

詳しくは裏面をご覧ください



墜落・転落災害防止対策

- 1 高所での作業には、足場等により作業床を設け、墜落防止用の囲い、手すり等を設けましょう。ハーネス型安全帯の使用に努めましょう。
- 2 作業床を設けることが困難な場合には、親綱を設置し安全帯を使用しましょう。
- 3 屋根・建物の解体や修理、ソーラーパネル設置など、短期間で終了する高所作業の場合には、親綱と子綱（安全ブロック）を使用しましょう。
- 4 はしごを使用する時は、上部と脚部に転落防止措置を講じましょう。また、昇降時には親綱又は安全ブロックを使用しましょう。



機械災害防止対策

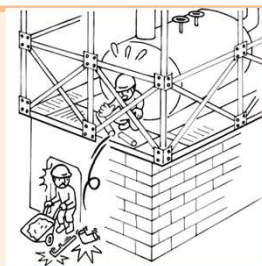


移動式クレーン・ドラッグショベル・高所作業車・鉄骨切断機等の機械の使用時には、

- 1 転倒防止措置を講じましょう。
- 2 資格のある方に作業をさせましょう。
- 3 作業者との接触を防止するため作業半径内の立入を禁止し、やむを得ない場合には、誘導する人を配置しましょう。
- 4 特定自主検査等の法定の定期点検を確実に実施しましょう。

飛来・落下災害防止対策

- 1 上下作業は原則として禁止しましょう。
- 2 物体が落下する危険のある箇所は、防網などにより立入禁止としましょう。
- 3 材料等の揚げ下ろしには、つり綱・つり袋等を使用しましょう。
- 4 上方で作業を行っている場合には、下の労働者に保護帽を使用させましょう。



転倒災害防止対策



- 1 4S（整理・整頓・清潔・清掃）活動を徹底しましょう。
- 2 床面・通路は、くぼみや段差がなく滑りにくい構造とし、水たまりや雪・氷は除去しましょう。
- 3 通路・階段・出入口に物を放置せず、階段には滑り止めや手すりを設けましょう。
- 4 履物は、滑りにくく安定したもの着用し、走らないことを徹底しましょう。
- 5 冬場の降雪・凍結による転倒・交通事故を防止をしましょう。

「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）について

埼玉労働局では、「Safe Work SAITAMA」（セーフワークさいたま）をキャッチフレーズとして、平成30年度より「埼玉第13次労働災害防止計画」に取り組んでいます。

「Safe Work SAITAMA」ロゴマークは、労働災害の防止などを目的とする場合には自由にご活用いただけます。

詳しくは埼玉労働局ホームページ
（<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>）をご覧ください。



「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク